

裁判員裁判の無謀な実施を糾弾し
廃止に向け運動の大展開を訴える

2009年8月3日

裁判員制度はいらない！大運動 呼びかけ人

足立 昌勝（関東学院大教授）
雨宮 処凜（作家）
嵐山 光三郎（作家）
池内 ひろ美（家族問題評論家）
今井 亮一（交通ジャーナリスト）
内田 博文（九州大学法学研究院教授）
蛭子 能収（漫画家）
大分 哲照（真宗本願寺派福岡時対協会会長）
織田 信夫（弁護士）
玄侑 宗久（作家・臨済宗僧侶）
崔 洋一（映画監督）
斎藤 貴男（ジャーナリスト）
新藤 宗幸（千葉大教授）
高山 俊吉（弁護士）
西野 瑠美子（ルポライター）
若田 泰（京都民医連中央病院医師）

本日、東京地方裁判所が、圧倒的多数の国民の声を踏みにじり、裁判員裁判を強行しようとしていることに、私たちはあらためて強く抗議します。

制度発足後の各種調査の結果を見ても、裁判員制度に対する反対・消極の世論は衰えていません。「義務でも参加したくない」人は64%を超え、制度導入で刑事裁判が「悪くなる」と考える人は70%に上りました（毎日JPネット世論調査、09年5～6月実施）。「法に触れても拒絶する」という強靱な反対者が依然として25%を超え、進んで応じるという積極参加派はたった14%以下です（内閣府世論調査、同上月実施）。制度発足状況下におけるこのような状態を前に、これでも「制度の理解が進んだと考えている」と言い逃れる法務省見解ほど空疎な強がりはありません。私たちはあらためて断じます。「あなたたちのもくろみはついに破綻した」と。

国は、制度実施に向けた準備期間中も、国民を納得させる導入理由の説明を一切しないまま今日を迎えました。その結果、国民は、この制度の本質が、「市民の司法参加」とはまったく

異質の、被告人処罰という「司法作用への強制動員」であることを見抜くに至っています。

「人の運命に影響することはやりたくない」「判断が難しい」「裁判に関わらねばならない理由がわからない」。これらの受け止め方は、すべて国の方針への危惧や不信や批判を表現するものであり、上記の世論動向はその傾向をリアルな数字で示しています。

性犯罪被害者や暴力団関係案件の特殊性や複数事件の分離併合の問題などが各方面で論じられるようになりました。一部の国民だけが裁判員裁判に熱心に参加することになる異様さも問題にされ始めています。この国の裁判が日本国憲法の予定する刑事裁判とは大きく異なるものに変わろうとしているという見方を、ようやくマスコミもとり始めたと私たちは考えています。今や状況は終焉の始まりとも言うべき事態にあります。

私たちは、深刻極まる事態が山積していることを知りながら暴挙に突入する政府・最高裁を、怒りを込めて糾弾し、「裁判員制度はいらない！大運動」をさらに力強く展開することをここに宣言します。

私たちは、全国各地でくり広げる実施反対行動の冒頭の取り組みとして、本日、正午から、東京地方裁判所を包囲するデモを実行します。

私たちは、国会・各政党・各国会議員が、国民の声に真摯に応え、裁判員制度の廃止に向け直ちに具体的な行動を開始することを強く要求します。

私たちは、裁判員への取り込みを予定されている一人ひとりの国民、裁判員に裁かれたくない一人ひとりの被告人、裁判報道を厳しく規制されるマスコミ、この国の司法の破綻を憂える法曹その他の司法関係者など、すべての皆さんに、裁判員制度の廃止を要求してともに立ち上がるよう衷心から呼びかけます。

力を合わせて裁判員制度の廃止を求める歴史的な行動に取り組みましょう。これこそ本当の「市民の司法参加」です。

裁判員制度はいらない！大運動

事務局：160-8336 新宿区西新宿3-2-9

新宿ワシントンホテルビル本館2406号

新都心法律事務所 事務局長 佐藤和利

電話03-3348-5162

FAX03-3348-5153

<http://no-saiban-in.org>